

福崎町文化財保存活用地域計画作成支援業務委託 プロポーザル審査基準

1 審査方法

- ・企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準を参考として委員ごとに採点を行い、その合計得点の最も高い事業者を受託者とする。
- ・最高点の者が複数いる場合は、企画提案の内容の点数が高い者を受託者とする。

2 評価基準

審査は福崎町が設置した「福崎町文化財保存活用地域計画作成支援業務委託審査会」が行い選定する。審査項目及び配点は以下のとおりとする。

審査項目	配点	評価の視点	備考
類似業務実績	5	文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想、その他文化財の保存活用に関する計画の作成作業の実績があり、本業務遂行に十分な経験があるか。	
業務の実施体制	10	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務遂行に十分な人員配置、組織体制が整っているか。 ・専門知識や実績を有している人員を配置しているか。 	
企画提案の内容			
地域計画の認識・理解	5	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法や文化財保存活用地域計画を熟知し、業務への理解度は十分であるか。 ・近年の文化財をめぐる社会情勢を的確に把握しているか。 	
福崎町文化財保存活用地域計画の作成の留意点	10	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の歴史文化の特色を捉えているか。 ・文化庁指針や兵庫県文化財保存活用大綱について十分理解しているか。 	
データベース作成の提案	10	本町の状況を的確に理解し、本業務の推進や計画の充実につながる提案となっているか。	
関連文化財群の提案	10	本町の地勢や文化財について十分把握し、地域性や関連性がわかりやすく示されているか。	
業務プロセスとスケジュール	5	業務の組み立てに具体性があり、履行可能な工程となっているか。	
積算書	5	見積額は妥当か。	
合計	60		

3 評価点数

評価には、以下のとおり基準となる点数を設け採点する。

大変優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
5	4	3	2	1

配点が10点の場合は、「×2」で採点する。

4 審査結果の通知

審査結果の通知は、令和2年6月上旬に企画提案書の提案のあったすべての事業者に郵送で通知するとともに、本町のホームページで公表する。